

最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」があります。



地域別最低賃金

特定最低賃金※

すべての労働者に適用

すべての使用者が遵守



都道府県ごとに設定

設定件数 228件

特定地域内の特定産業について定められています。

例えば、



北海道なら
乳製品製造業



愛媛県なら
各種商品小売業



愛知県なら
自動車(新車)小売業



岡山県なら
鉄鋼業

など

内容

都道府県ごとに、最低賃金額が定められています。

適用される者

年齢や正社員、契約社員、パート、学生アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。

特定最低賃金の詳細は

※ 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者に対して、使用者は高い方の最低賃金を支払わなければなりません。

派遣労働者の最低賃金は？

派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が保障されます。



派遣先の事業場が別の都道府県にある例

派遣先の事業場に特定最低賃金が適用されている例

派遣元

派遣先

派遣元

派遣先※

埼玉県

東京都

京都府

兵庫県 鉄鋼業

最低賃金額
(時間額) **928**円

最低賃金額
(時間額) **1,013**円

最低賃金額
(時間額) **909**円

最低賃金額
(時間額) **963**円

派遣先の東京都最低賃金(1,013円)が適用されます。

派遣先の兵庫県 鉄鋼業最低賃金(963円)が適用されます。

※金額は令和2年9月1日現在のものです。

地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

()内は、令和元年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日	都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	861 (861)	—	令和元年 10月3日	滋賀	868 (866)	2	令和2年 10月1日
青森	793 (790)	3	令和2年 10月3日	京都	909 (909)	—	令和元年 10月1日
岩手	793 (790)	3	令和2年 10月3日	大阪	964 (964)	—	令和元年 10月1日
宮城	825 (824)	1	令和2年 10月1日	兵庫	900 (899)	1	令和2年 10月1日
秋田	792 (790)	2	令和2年 10月1日	奈良	838 (837)	1	令和2年 10月1日
山形	793 (790)	3	令和2年 10月3日	和歌山	831 (830)	1	令和2年 10月1日
福島	800 (798)	2	令和2年 10月2日	鳥取	792 (790)	2	令和2年 10月2日
茨城	851 (849)	2	令和2年 10月1日	島根	792 (790)	2	令和2年 10月1日
栃木	854 (853)	1	令和2年 10月1日	岡山	834 (833)	1	令和2年 10月3日
群馬	837 (835)	2	令和2年 10月3日	広島	871 (871)	—	令和元年 10月1日
埼玉	928 (926)	2	令和2年 10月1日	山口	829 (829)	—	令和元年 10月5日
千葉	925 (923)	2	令和2年 10月1日	徳島	796 (793)	3	令和2年 10月4日
東京	1,013 (1,013)	—	令和元年 10月1日	香川	820 (818)	2	令和2年 10月1日
神奈川	1,012 (1,011)	1	令和2年 10月1日	愛媛	793 (790)	3	令和2年 10月3日
新潟	831 (830)	1	令和2年 10月1日	高知	792 (790)	2	令和2年 10月3日
富山	849 (848)	1	令和2年 10月1日	福岡	842 (841)	1	令和2年 10月1日
石川	833 (832)	1	令和2年 10月7日	佐賀	792 (790)	2	令和2年 10月2日
福井	830 (829)	1	令和2年 10月2日	長崎	793 (790)	3	令和2年 10月3日
山梨	838 (837)	1	令和2年 10月9日	熊本	793 (790)	3	令和2年 10月1日
長野	849 (848)	1	令和2年 10月1日	大分	792 (790)	2	令和2年 10月1日
岐阜	852 (851)	1	令和2年 10月1日	宮崎	793 (790)	3	令和2年 10月3日
静岡	885 (885)	—	令和元年 10月4日	鹿児島	793 (790)	3	令和2年 10月3日
愛知	927 (926)	1	令和2年 10月1日	沖縄	792 (790)	2	令和2年 10月3日
三重	874 (873)	1	令和2年 10月1日	全国加重平均額	902 (901)	1	



雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。



最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

WEBで確認!

自分の最低賃金、ちゃんと調べようね。

守ってね! 最低賃金。

パート、アルバイトの方、学生さんもすべてのひとに適用されます。

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。



最低賃金制度って何？

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

最低賃金額以上を支払わないと…

使用者が労働者に対して最低賃金額未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなければなりません。また、仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（50万円以下）が定められています。

最低賃金の確認の方法は？ 確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較しよう。



最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

1 時間給の場合 $\frac{\text{時間給}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$

2 日給の場合 $\frac{\text{日給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1日の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$

3 月給の場合 $\frac{\text{月給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1か月の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$

4 上記1,2,3が組み合わさっている場合 例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

使用者のみなさまへ 使用者は、最低賃金額などを作業場のみえやすい場所に周知する必要があります。

事例1 ●●県で働くAさんの場合（月給のみの場合）

① Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、 $168,000\text{円} - 8,000\text{円} = 160,000\text{円}$

この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、 $160,000\text{円} \div 1\text{か月の平均所定労働時間}(160\text{時間}) = 1,000\text{円} > 850\text{円}$ であり、最低賃金額以上となっています。

基本給（月給）	135,000円
職務手当（月給）	25,000円
通勤手当（月給）	8,000円
合計	168,000円
1か月の平均所定労働時間	160時間
●●県 最低賃金額	850円

事例2 ▲▲県で働くBさんの場合（日給と月給の組み合わせの場合）

① 基本給（日給）を時間額に換算すると、 $5,000\text{円} \div 1\text{日の所定労働時間}(8\text{時間}) = 625\text{円}$

② Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、職務手当（月給）を時間額に換算すると、 $24,000\text{円} \div 1\text{か月の平均所定労働時間}(160\text{時間}) = 150\text{円}$

③ 上記①と②を合計すると、 $625\text{円} + 150\text{円} = 775\text{円} < 850\text{円}$ であり、最低賃金額未満となっています。

基本給（日給）	100,000円
(=5,000円×20日)	
職務手当（月給）	24,000円
通勤手当（月給）	8,000円
合計	132,000円
1日の所定労働時間	8時間
1か月の平均所定労働時間	160時間
▲▲県 最低賃金額	850円

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精算手当、通勤手当および家族手当
（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

中小企業事業者の皆さんへ 業務改善助成金のご案内

最大450万円を助成 「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。



業務改善事例 ベルトコンベアの導入による弁当の盛り付け作業の効率化

企業概要 | 所在地：新潟県 従業員数：40人 事業：食品製造販売業
課題 | 弁当製品の盛り付け時間削減のため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

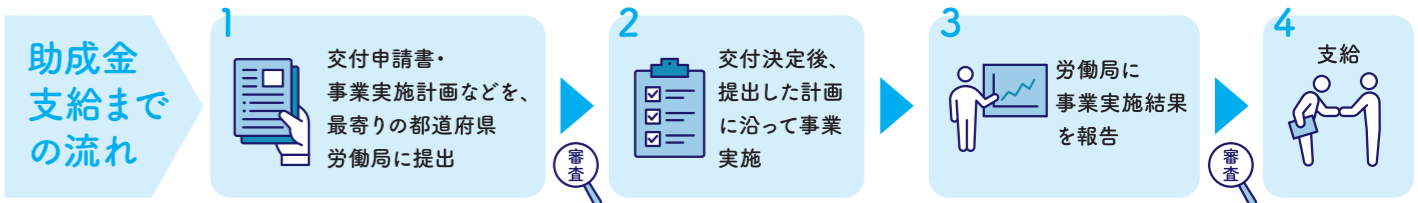
対応 配膳台の周りを従業員が移動して盛り付けを行っていたため、業務が非効率になっていた。そこで、**ベルトコンベア**を導入した。

独自の工夫 4種類の価格帯の弁当を製造していたが、1種類に集約。製造の効率化が図られ、仕入れリスクも軽減。

効率化の達成 盛り付け時間が2時間から1時間30分に短縮し、同じ時間で**10%多く**弁当を製造できるようになった。

成果 28人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引き上げを実施した。

※平成29年時点の制度に基づく事例



■助成額の一覧

コース区分	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率	
25円コース ^(※3)	1人	25万円	以下の2つの条件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	事業場内最低賃金850円未満 4/5 生産性要件を満たした場合は9/10 ^(※4)	
	2~3人	40万円			
	4~6人	60万円			
	7人以上	80万円			
30円コース	1人	30万円		事業場内最低賃金850円未満 4/5 生産性要件を満たした場合は9/10 ^(※4)	
	2~3人	50万円			
	4~6人	70万円			
	7人以上	100万円			
60円コース	1人	60万円			事業場内最低賃金850円以上 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5 ^(※4)
	2~3人	90万円			
	4~6人	150万円			
	7人以上	230万円			
90円コース	1人	90万円			
	2~3人	150万円			
	4~6人	270万円			
	7人以上	450万円			

この他にも様々な事例がございます。一度お気軽にご相談ください

助成金支給額が決定!

（※3）25円コースは、事業場内最低賃金が850円未満の事業者のみが対象となりますが、他のコースは47都道府県が対象となります。
（※4）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

無料相談 全国47都道府県にある「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。詳しくは、[こちら](#) [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革推進支援資金 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組み者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。詳しくは、[こちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)